

南アルプストーンネル工事で大井川の水量確保や生態系の保全是ムリ、新たな破碎帯も明らかに。国は原告側の求釈明に答えず ～ストップ・リニア！訴訟第16回口頭弁論報告（速報）



ストップ・リニア！訴訟第16回口頭弁論、大井川減水でJR東海の対策の不備を追及

台風19号が首都圏に迫る中、10月11日、リニア訴訟の第16回口頭弁論が東京地裁で開かれました。傍聴抽選には108人が並び、16回連続の抽選になりました。

1時15分から地裁前で集会を開き、この日意見陳述を行う関島保雄弁護士と横山聡弁護士が内容を説明し、つづいて川村晃生原告団長や支援団体からの決意表明や激励の挨拶がありました。

2時半からの意見陳述の後、原告側は橋山禮治郎、阿部修治、松島信幸3氏の証人申請を提出しました。

古田重夫裁判長が

「3月に原告適格で中間判決」と表明

この日の閉廷前、古田重夫裁判長は、原告側からルートや鉄道施設について正確な提示を求めており、これに被告側が答えてないという状況は認識しているとしたうえで、「来年3月に原告適格について中間判決を出す」と表明しました。原告側は、「被告側からの正確な資料提示が無いまま原告適格性を判断することはできない」として中間判決ではなく最終判決で判断するよう求めました。

裁判後の午後4時から衆議院第二議員会館で報告集会とリニア沿線8地域の代表らからリニア工事の現況について報告がありました。集会には原告やサポーター、報道関係者、国会議員ら80名が参加しました。

次回口頭弁論は12月20日（金）です。

大井川の減水と生態系の確保は困難 関島保雄弁護士の意見陳述あらまし

1 静岡県は、静岡県民の水利権や南アルプスの豊かな生物多様性を確保する為に、客観的科学的立場から、参加人に評価書の科学的な根拠と環境保全対策の適正な措置を求め、その確認ができない限り静岡県内のリニア中央新幹線トンネル工事の着工を認めない立場を維持している。

2 静岡県知事の対応

参加人は評価書において、大井川源流部で毎秒約2m³の水が、リニア中央新幹線トンネル工事により減水すると予測しているが、その科学的根拠は明らかにしていない。

毎秒2m³の減水は、約60万人の生活用水に相当する水量が減水することになる。

静岡県知事は、参加人に対し、大井川水系の減水する全量が大井川に復水しない限り静岡県内での中央新幹線工事には同意しない旨を明言している。

この静岡県知事の対応の基礎になっているのは、大井川の下流域の7市2町が大井川の水を利用し水利権があるからである。流域の約62万人が水道用水に利用し、12000ヘクタールの地域が茶畑・水田を中心として農業用水に利用し、その他工業用水、15か所64万kWの発電所の発電用水、約430事業所が井戸により工業用水、水道水として地下水を利用しているから、大井川の減水は認められないのである。

3 参加人(JR東海)の不誠実な対応

参加人は、評価書では、大井川源流部の減水対策として、トンネル内への湧出した地下水には、トンネルが貫通するまでの6～7年間はトンネル内の湧水をポンプで汲み上げて非常口から大井川に戻す計画であるとし、トンネル完成後の恒久対策は、トンネル湧水を

ポンプアップして大井川に戻すことも一つの選択肢とするという、あいまいで抽象的な対策しか評価書及び補正後評価書で記述していなかった。ポンプアップの具体的な施設やポンプアップの手法、使用する機械の内容や能力、大井川に戻る水の量さえも明らかにしていなかった。

ところが、トンネル内湧水のポンプアップは、静岡県の広域水道企業団の試算では毎秒 0.7 m³の水を揚程 130 メートル揚水する電気代だけで年間 1 兆 7520 億円がかかるとすると、毎秒 2 m³の湧水では年間約 5 兆円程という途方も無い金額になり、参加人が破産し、負担できる金額ではない。

この為、参加人は、本件認可直後に、ポンプアップ案を導水路案に変更して静岡県に提案したのである。しかし、導水路では約 7 割程度しか大井川に戻せず、参加人は、戻らない 3 割相当の毎秒 0.7 m³のトンネル湧水はポンプアップで大井川水系に戻すと言わざるを得なかった。

しかし、参加人は莫大な電気代が発生し負担しきれないことから、0.7 m³の湧水の大井川水系への復水は、必要に応じてポンプアップすると、ポンプアップによる復水を事実上放棄する方向に変更した。

しかし、大井川利水関係協議会は、大井川の湧水の全量復水を要求したため、参加人は、2018 年 10 月 17 日の静岡県に対する回答書で、「原則として静岡県内に湧出する湧水は全量大井川に流す措置を実施する」と回答せざるを得なかった。その後、標高の高い静岡県のトンネル工事により標高が低い山梨県側及び長野県側に流失することを認めている。

参加人のあいまいで不誠実な対応に対し、静岡県は、トンネル湧水の完全な復水をはかるよう参考人に対策を求めた。

しかし参考人はポンプアップにより大井川に全量戻す対策をあきらめ導水路による計画に変更した。

湧水全量は大井川に戻すにはポンプアップしかないが、巨額な電気代がかかり参加人は到底支払える金額では無い。トンネル湧水をポンプアップにより大井川に戻すには、莫大な電気代を参加人が負担しきれないからであると推定できる。

2019 年 6 月 6 日、静岡県は大井川水系の水資源確保と自然環境の保全等に関する中間意見書を参考人に

送付した。

静岡県はこの中間意見書で、参加人に対し、基本的姿勢を次のように述べて批判している。

「ユネスコエコパークに登録されている南アルプスは、その地質構造が他に類を見ないほど複雑で、生態系も極めて希少且つ貴重であり、工事に伴う生息環境の変化には極めて脆弱である。また南アルプスを源流とする大井川は、静岡県民 62 万人の生活用水や工業用水、発電用水として多岐にわたり利用され、河川流量の改善、流量回復に向けた厳しい争いの歴史を有している。

周辺流域関係者の十分な納得を得て工事を行うことが、工事施工の必須条件であり社会的義務である。これまでの参加人の環境影響評価における基本姿勢は、質問事項に直接回答しないことがあるなど、その対応の誠実さを疑わざるを得ない」と、参加人の不誠実な対応を非難しているのである。

4 参加人のポンプアップ案の破綻

参加人にとって、静岡県から山梨県に流失するトンネル湧水を防ぎ全量は大井川に戻すには、山梨県側から大井川に戻す新たな導水路を作るか、湧水全量をポンプアップするしかない。ところが、山梨県と静岡県の県境に畑はたな山断層が存在し、トンネルがこの畑山断層を横断することになるが、幅約 800mの断層は破碎帯がある。この為、山梨県側からの導水路案は畑山断層に並行して作ることであり、破碎帯における工事における新たな湧水の静岡側への湧水導水対策は工学的に困難になることが明らかになった。畑山断層の実態について調査をしていたのか疑わしい。

このように、参加人の環境影響評価自体が不十分な調査に基づくものであることが明らかになった。

以上

横山聡弁護士の求釈明意見陳述のあらまし

これまで原告らは準備書面でいくつもの求釈明を行ってきた。

求釈明の主な内容は大別すると、①被告が認可し環境影響評価の対象とした建造物の位置や形状や規模に関するもの、②車両走行時に安全性について特